

# 海峽兩岸經濟協力枠組み協議

## (E C F A)

監訳：楊 合義

平成国際大学名誉教授

### 序言

財団法人海峽交流基金会と海峽兩岸關係協會は、平等互惠と順次漸進の原則に従い、海峽兩岸の經濟貿易關係を強化する念願を達成する。

双方は、世界貿易機関（WTO）の基本原則を本に、双方の經濟条件を考慮し、逐次に双方の貿易と投資の障害を減少し又は除去し、公平の貿易と投資環境を創造することに同意した。「海峽兩岸經濟協力枠組み協議」（ECFA=Economic Cooperation Framework Agreement. 以下「本協議」と略称）の締結を通じて、さらに双方の貿易と投資關係を増進し、兩岸經濟の繁榮と發展に有利な協力機構を設立する。

協商を経て、以下の協議を達成した。

### 第一章 総則

#### 第一条 目標

本協議の目標：

- 一、 双方の經濟、貿易と投資協力を強化し並びに増進すること。
- 二、 双方の商品とサービス貿易の一層の自由化を促進し、逐次に公平、透明、簡便な投資とその保障機構を設立すること。
- 三、 經濟協力領域を拡大し、協力機構を設立すること。

#### 第二条 協力措置

双方は、互いの經濟条件を考慮し、以下及びそれ以外の措置を採用し、海峽兩岸の經濟交流と協力を強化することに同意する。

- 一、 逐次に双方間の実質的な多数商品貿易の関税と非関税の障害を減少し或いは除去すること。

- 二、逐次に双方間の多部門のサービス貿易を含む制限措置を減少し或いは除去すること。
- 三、投資の保護を提供し、相互の投資を促進すること。
- 四、貿易投資の簡便化及び産業の交流と協力を促進すること。

## **第二章 貿易と投資**

### **第三条 商品貿易**

- 一、双方は、本協議第七条規定の「商品貿易アリーハーベスト」を基礎に、本協議が発効した六ヶ月以内に商品貿易協議について協商を展開し、速やかに完成することに同意する。
- 二、商品貿易協商の内容は以下を含むが、これに限らない。
  - (一) 関税の減少或いは免除の方式。
  - (二) 原産地規則。
  - (三) 税関手続。
  - (四) 非関税措置は技術的貿易障害(TBT)、食品安全検査及び動植物防疫検査措置(SPS)を含むが、但し、これに限らない。
  - (五) 貿易救済措置は、世界貿易組織が定めた「1994年の関税及び貿易総協定第6条の実施協定」、「補助金及び均衡措置協定」、「セーフガード協定」の規定した措置及び双方の商品貿易に適用する双方のセーフガード措置を含む。
- 三、本条に基づいて商品貿易協議に組み入れた商品は、関税を即免除する商品、関税を段階的に減少する商品、例外或いはその他の商品の三種に分類する。
- 四、如何なる一方も、商品貿易協議に規定されている関税減少譲歩を承諾した基礎の上で、自主的に速やかに関税減少を実施することができる。

### **第四条 サービス貿易**

- 一、双方は、第八条規定の「サービス貿易アリーハーベスト」を基に、本協議が発効した六ヶ月以内にサービス貿易協議について協商を展開し、速やかに完成することに同意する。
- 二、サービス貿易協議は、以下の事項を重点とする。
  - (一) 逐次に双方の多部門のサービス貿易を含む制限措置を減少或いは除去する。
  - (二) 引き続きサービス貿易を一層広く深く拡大する。
  - (三) 双方のサービス貿易における提携を増進する。
- 三、如何なる一方も、サービス貿易協議に定められている開放承諾の基礎の上

で、自主的に速やかに開放或いは制限措置を除去することができる。

## **第五条 投資**

- 一、双方は、本協議が発効した六ヶ月以内に、本条第二款の記述事項について協商を展開し、速やかに協商を完成することに同意する。
- 二、当該協議は以下の事項を含むが、これに限らない。
  - (一)投資保障機構を設立すること。
  - (二)投資関係規定の透明度を高めること。
  - (三)双方の相互投資の制限を逐次に減少すること。
  - (四)投資の便利化を促進すること。

## **第三章 経済提携**

### **第六条 経済提携**

- 一、本協議の効果を強化し並びに拡大するため、双方は、以下の提携を強化することに同意する。但し、これに限らない。
  - (一)知的財産権の保護と提携。
  - (二)金融の提携。
  - (三)貿易促進及び貿易簡便化。
  - (四)税関の提携。
  - (五)電子商務の提携。
  - (六)双方の産業提携計画と重点領域を研究し、双方の重要項目提携を推進し、双方の産業提携の中に発生した問題を調停する。
  - (七)双方の中小企業の提携を推進し、中小企業の競争力を高める。
  - (八)双方の経済貿易団体が相互に事務機構を設立することを推進する。
- 二、双方は、本条の提携事項の具体的な計画と内容について、速やかに協商を開始する。

## **第四章 アーリーハーベスト**

### **第七条 商品貿易のアーリーハーベスト**

- 一、本協議の目標を速やかに実現するため、双方は、付属書一に列記されている製品に対してアーリーハーベスト計画を実施することに同意する。アーリーハーベスト計画は本協議が発効した六ヶ月以内に実施する。
- 二、商品貿易アーリーハーベスト計画の実施は以下の規定を遵守すべきである。
  - (一)双方は、付属書一に列記されているアーリーハーベスト物品及び減税

計画に基づいて減税を実施すべきである。但し、双方が各自にその他の WTO 全会員に対する普遍的に適用する非臨時的輸入関税税率より低い場合、その税率を適用する。

(二)本協議付属書一に列記されている商品は、付属書二に列記されている臨時原産地規則に適用する。当該規則によって、一方にて生産したと認定された上述商品に対し、相手方は輸入するとき、最恵国関税を与えるべきである。

(三)本協議付属書一に列記されている商品が適用する貿易救済措置とは、本協議第三条第二款第五目規定の措置を指す。そのうち、双方のセーフガード措置は本協議付属書の三に組み入れる。

三、双方が本協議第三条に基づいて達成した商品貿易協議発効の日より、本協議付属書二に明記されている臨時原産地規則及び本条第二款第三目に規定されている臨時貿易救済措置規則はその適用を中止すべきである。

## 第八条 サービス貿易早期収穫

一、本協議の目標を速やかに実現するため、双方は、付属書四に列記されているサービス貿易部門に対し、アーリーハーベスト計画を実施することに同意する。アーリーハーベスト計画は本協議の効力が発生した後、速やかに実施すべきである。

二、サービス貿易アーリーハーベスト計画の実施は、下記の規定を遵守しなければならない。

(一)一方は付属書四に明記されているサービス貿易アーリーハーベスト部門及び開放措置に基づき、相手方のサービス及びサービス提供者に対し、実行中の制限措置を減少し或いは除去すべきである。

(二)本協議付属書四に明記されているサービス貿易部門及び開放措置は、付属書五の規定するサービス提供者の定義に適用する。

(三)双方が本協議第四条に基づき達成したサービス貿易協議発効の日より、本協議付属書五の規定するサービス提供者定義は適用を中止すべきである。

(四)もし、サービス貿易アーリーハーベスト計画の実施によって、相手方のサービス部門に実質のマイナス影響を与えた場合、影響を受けた一方は相手方との協商を要請し、解決方法を講じる。

## 第五章 その他

### 第九条 例外

本協議の如何なる規定は、一方が世界貿易機関規則と一致する例外措置を採用し或いは維持するのを妨害すると解釈してはならない。

#### **第十条 争議解決**

一、双方は、本協議が発効した六ヶ月以内に、適切な争議解決手続きを設けて協商を展開し、並びに速やかに協議を達成し、以ていかなる本協議の解釈、実施及び適用に関する争議を解決する。

一、本条第一款の紛争解決協議が発効する前に、いかなる本協議の解釈、実施及び適用に関する争議は、双方が協商を通じて解決し、或いは本協議第十一条に基づき設立される「两岸経済協力委員会」により、適切な方法で解決すべきである。

#### **第十一条 機構のアレンジ**

一、双方は「两岸経済協力委員会」(以下「委員会」と略称)を設立する。委員会は双方が指定した代表によって組織され、本協議と関連する事項を処理する責任を持つ。以下の事項を含むが、これに限らない。

- (一)本協議の目標を実行する必要な協商を完成する。
- (二)本協議の執行を監督し、並びに評価する。
- (三)本協議の規定を解釈する。
- (四)重要な経済貿易情報を通達する。
- (五)本協議第10条に基づき、いかなる本協議の解釈、実施と適用に関する争議を解決する。

二、委員会は必要により、ワーキング・グループを設立して特定領域の中で本協議と関連する事項を処理し並びに委員会の監督を受ける。

三、委員会は半年ごとに一回の例会を召集し、必要があれば双方の同意を経て臨時会議を召集することができる。

四、本協議と関連する業務は、双方の業務主管部門が指定した連絡人により連絡する。

#### **第十二条 書類の書式**

本協議に基づいて行う業務連絡は、双方が定めた書式を使用すべきである。

#### **第十三条 付属書及び後続協議**

本協議の付属書及び本協議に基づき締結した後続協議は、本協議の一部を構成

する。

#### **第十四条 修正**

本協議の修正は、双方が協商を経て同意し、並びに書面形式で確認しなければならない。

#### **第十五条 効力の発生**

本協議が調印された後、双方は各自に関係手続を完成し、並びに書面で相手方に通知する。本協議は双方がともに相手方の通知を受取った翌日から効力を生じる。

#### **第十六条 終止**

- 一、一方が本協議を終了するときは書面で相手方に通知する。双方は終了通知を送付した日から 30 日以内に協商を開始すべきである。もし、協商で意見の一致を達成できない場合、本協議は一方に終了通知を送付した日から第 180 日に終了する。
- 二、本協議修了後の 30 日以内に、双方は本協議の終了によって生じた問題について協商する。

本協議は 6 月 29 日に調印し、一式四部で、双方は各二部を所持する。四部の文書に異なる表現の対応用語は同じ意味を持ち、四部の文書は同等の効力を有する。

- 付属書一 商品貿易アリーハーベスト製品リスト及び減税手配
- 付属書二 商品貿易アリーハーベスト製品に適用する臨時原産地規則
- 付属書三 商品貿易アリーハーベスト製品に適用する双方の防衛措置
- 付属書四 サービス貿易アリーハーベスト部門及び開放措置
- 付属書五 サービス貿易早期収穫部門及び開放措置に適用するサービス提供者の定義

財団法人海峽交流基金会董事長

海峽兩岸關係協會會長